

岐阜市 PPP/PFI 手法導入優先的検討に関する指針

平成29年3月29日策定

(趣旨)

第1条 この指針は、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、市民に対する低廉かつ良好なサービスを提供するとともに、地域経済の健全な発展に寄与するため、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (2) 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (4) 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金をいう。
- (5) 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 この指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

(対象とする PPP/PFI 手法)

第3条 この指針の対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法で次に掲げるもの
 - ア 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ O 方式（運営等 Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法で次に掲げるもの
 - ア BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）
 - イ BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）
 - ウ BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）
 - エ DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）

才 RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）

カ ESCO（Energy Service Company）

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法で次に掲げるもの

ア BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）

イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

(優先的検討の開始時期)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合に優先的検討を行うものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共施設等の整備等の方針を検討する場合

(優先的検討の対象とする事業)

第5条 優先的検討の対象とする事業は、次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
 - (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くことができるものとする。
- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
 - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
 - (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
 - (5) 民間事業者の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の公共施設整備事業（有料道路を除く。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の特性から PPP/PFI 手法を採用することが適当でない事業
(適切な PPP/PFI 手法の選択)

第6条 市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条の簡易な検討又は第8条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

- 2 市は、採用手法が次の各号に掲げるものに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、評価を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとする。
 - (1) 指定管理者制度 次条の簡易な検討及び第8条の詳細な検討の省略
 - (2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式 次条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施
 - (3) 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施
(簡易な検討)

第7条 市は、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（様式）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
 - (2) 公共施設等の運営等の費用
 - (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
 - (4) 調査に要する費用
 - (5) 資金調達に要する費用
 - (6) 利用料金収入
- 2 前条第1項において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。
- 3 市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。
 - (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - (2) 類似事例の調査を踏まえた評価
(詳細な検討)

第8条 市は、前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用する等に

より、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 市は、第7条第1項の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に岐阜市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)において公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期
- 2 市は、第7条第2項の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページにおいて公表するものとする。
- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - (2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期
- 3 市は、前条の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページにおいて公表するものとする。
- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容（前条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この指針の施行の際、現に基本構想等の検討を開始している公共施設整備事業については、この指針は適用しない。

様式（第7条関係）

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	